

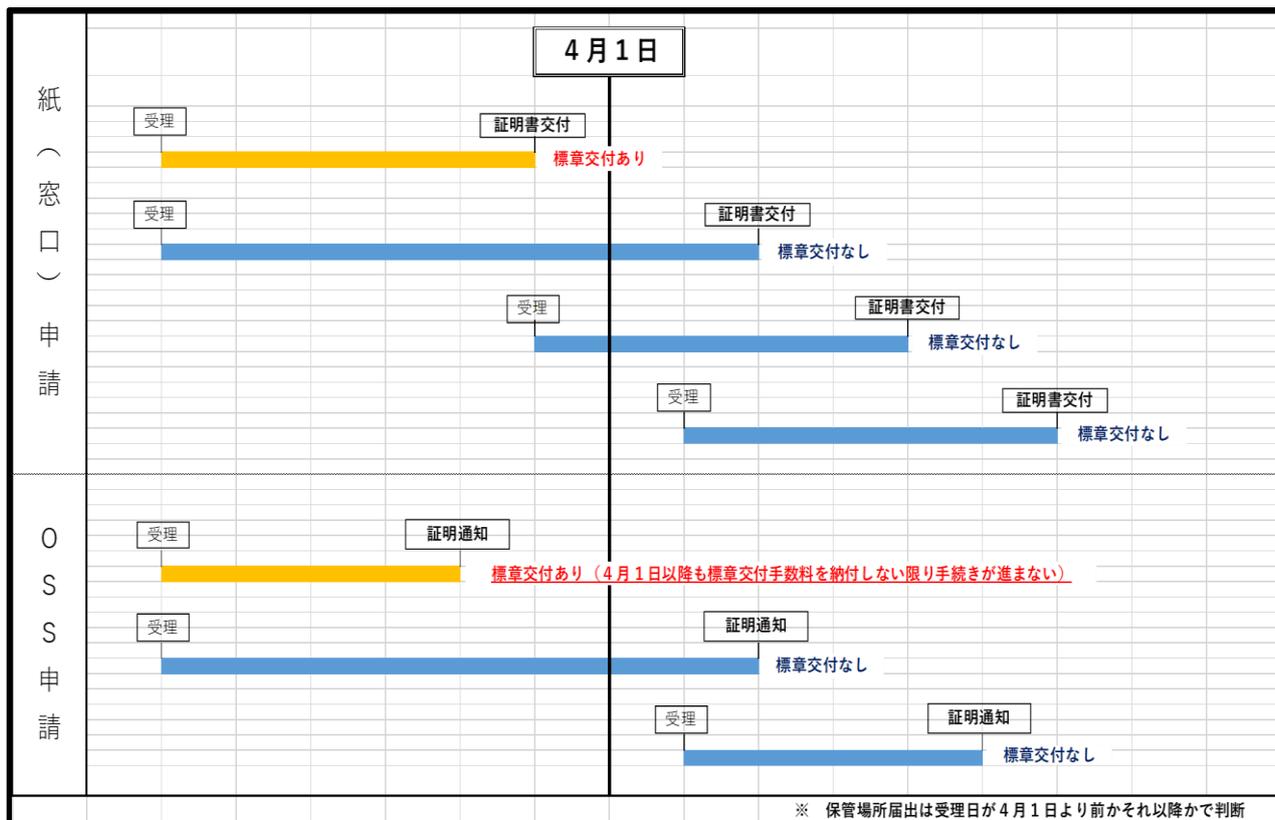
令和7年4月1日、保管場所標章 (標章シール) が廃止されます

令和7年4月1日から手数料は、
保管場所証明申請手数料2,200円のみ
となり、
保管場所標章交付手数料500円は不要
となります。



保管場所届出(軽自動車)は届出のみとなり、手数料はかか
らなくなります。

保管場所制度は存続しますので、引き続き適切な保管場所の
確保に御協力をお願いします。



ご不明な点は、
警察本部交通規制課規制係 (☎054-271-0110【代表】)
又は、お近くの警察署までお問い合わせください。